

平成27年12月中川村議会定例会議事日程（第3号）

平成27年12月11日（金） 午後2時00分 開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第13号 | 中川村高齢者憩いの家改修工事請負契約の締結について |
| 日程第2 | 請願第9号 | T P P交渉に関する請願 |
| 日程第3 | 請願第10号 | 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法の速やかな廃止を求める請願 |
| 日程第4 | 請願第11号 | 平和安全法制整備法・国際平和支援法の廃止を求める請願 |
| 日程第5 | 請願第12号 | T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願 |
| 日程第6 | 請願第13号 | 日米地位協定の抜本的な見直しを政府に求める請願 |
| 日程第7 | 請願第14号 | 辺野古への新基地建設を白紙に戻す決断を政府に求める請願 |
| 日程第8 | 陳情第7号 | 労働基準法改定案の撤回を求める陳情 |
| 日程第9 | 陳情第8号 | T P P参加に反対し情報公開と国会審議の徹底を求める陳情 |
| 日程第10 | 陳情第9号 | 戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める陳情 |
| 日程第11 | 陳情第10号 | 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情 |
| 日程第12 | 陳情第11号 | T P P交渉大筋合意に関する陳情書 |
| 日程第13 | 陳情第12号 | 沖縄の米軍辺野古新基地建設の即刻中止と県民に寄り添う計画見直しを求める陳情 |
| 日程第14 | 陳情第13号 | 放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の採択を求める陳情書 |
| 日程第15 | 発議第1号 | T P P交渉に関する意見書の提出について |
| 日程第16 | 発議第2号 | 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のみすやかな廃止を求める意見書の提出について |
| 日程第17 | 発議第3号 | 日米地位協定の抜本的な見直しを政府に求める意見書の提出について |
| 日程第18 | 発議第4号 | 辺野古への新基地建設を白紙に戻す決断を政府に求める意見書の提出について |
| 日程第19 | 発議第5号 | 労働基準法改正案の撤回を求める意見書の提出について |
| 日程第20 | 発議第6号 | 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書の提出について |
| 日程第21 | 発議第7号 | 放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の提出について |
| 日程第22 | | 委員会の閉会中の継続調査について |

出席議員（10名）

1番	高橋昭夫
2番	湯澤賢一
3番	松澤文昭
4番	鈴木絹子
5番	中塚礼次郎
6番	柳生仁
7番	小池厚
8番	大原孝芳
9番	山崎啓造
10番	村田豊

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	福島喜弘
会計管理者	中平千賀夫	住民税務課長	米山恒由
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	米山正克	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	菅沼元臣
書記	松村順子

平成27年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成27年12月11日 午後2時00分 開議

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議 長 ご参集ご苦労さまです。
たがいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、たがいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりです。
日程第1 議案第13号 中川村高齢者憩いの家改修工事請負契約の締結についてを議題とします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議 長 提案理由の説明を求めます。
- 保健福祉課長 それでは、高齢者憩いの家改修工事請負契約の締結について説明させていただきます。
この工事は、村議会9月定例会で補正予算をお認めいただいたものでありますが、予定価格が5,000万円以上の工事でありますので、中川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の定めによりまして、工事請負契約の締結に当たっては議会の議決が必要でございます。
昨日、指名競争入札を行い、施工業者と契約金額が決まりましたので、本日ここに提案させていただきます。
契約の目的は、平成27・28年度中川村高齢者憩いの家改修工事。
契約の方法は指名競争入札による契約で、契約の金額は1億260万円。
契約の相手方は、中川村片桐4030番地、宮下建設工業株式会社、代表取締役 宮下進吾氏でございます。
よろしくご審議をお願いいたします。
- 議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
- 7 番 (小池 厚) 指名競争入札ということなのですが、何社、村内か、村外か、そこら辺をちょっと教えてください。
- 保健福祉課長 指名をいたしました業者は村内に本支店を持ち、この規模の建設工事について実績のある4社を指名いたしました。
- 議 長 ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。

- 議 長 討論ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
 日程第2 請願第9号 TPP交渉に関する請願
 を議題とします。
 本件は総務経済委員会に付託をしてあります。
 総務経済委員長から審査の結果の報告を求めます。
- 総務経済委員長 それでは、総務経済委員会に付託されました請願第9号 TPP交渉に関する請願
 について、去る12月6日、役場第1委員会室において委員全員の出席のもと慎重に審
 査いたしました。
 なお、請願第12号、陳情第8号、陳情第11号は関連がありますので、みなし採択
 といたしました。
 審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。
 請願の趣旨は次のとおりです。
 TPPにおける国会決議は、重要5品目については関税の撤廃だけでなく削減も行
 わない、除外であり、これを満たせない場合は交渉からの撤退を明記しており、国会
 決議違反は明白である。さらに重要5品目以外の野菜、果物や林産物、水産物の98%
 で、関税撤廃にまで踏み込んでいることは重大で、日本の農林水産業への影響ははか
 り知れず、食料自給率をさらに引き下げ、日本を存続危機自体へと追い込むものです。
 審査の過程で出された意見は次のとおりです。
 賛成意見で、多くの資料がきちんと翻訳されていないため、未知のことが国民に知
 らされない。TPP協定への調印、批准は認められない。国民の命と暮らしを守るた
 め、国内産業に何の保障もない。詳しい内容を知らしめてほしい。交渉の幅を狭めて
 いくことが大事なことです。
- 議 長 以上、慎重なご審議をお願いします。
 委員長報告を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
- 3 番 (松澤 文昭) 今回のTPP交渉におけます大筋合意につきましては、衆参農林水
 産委員会の国会決議の内容を逸脱したものであり、特に農林水産物の重要5品目につ

いては聖域として死守するとの国会決議がされているにもかかわらず、特別輸入枠の設定や段階的な関税削減、あるいは撤廃にも合意しており、国会決議と協定内容の整合性について検証する必要があると思います。

また、オバマ大統領は大筋合意後においても安倍首相に豚肉の輸入拡大を要請しており、米国主導の交渉経過が感じられます。

したがって、協定内容及び交渉経過を公開し、十分に説明するとともに、国会決議と協定内容の整合性について明確な説明を要望しまして、賛成討論とします。

○議長 ほかにも討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、請願第9号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

日程第3 請願第10号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法の速やかな廃止を求める請願

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは、総務経済委員会に付託されました請願第10号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法の速やかな廃止を求める請願についての審査報告をします。

去る12月9日、役場第1委員会室において委員全員の出席のもと慎重に審査いたしました。

なお、請願第11号、陳情第9号は、関連がありますのでみなし採択としました。

審査の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

請願の趣旨は、この法律は、他国の戦争に武力行使をもって参戦する道を開き、戦闘のおそれのある地域まで自衛隊を派兵し、武力行使と一体の兵たん活動を繰り広げることが可能とするものです。このようなことは、戦争放棄、武力不保持をうたい、武力行使、威嚇も交戦権も禁じた憲法9条のもとで許されないことです。この法律の違憲性は多くの憲法学者がこぞって表明していることでも明らかであり、憲法に違反することは無効です。長野県でも7割を超す自治体が反対、慎重の意見書を採択しました。国会は、連日、数万、数十万の市民によって包囲され、画期的な運動となりました。私たちは、世界に誇る憲法9条を守り、9条を生かした平和な日本を築いていくしか道はありません。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

賛成の意見。戦争体験の話を書く機会があり、戦争の悲惨さがわかった。70年間、戦争のなかった日本は、世界に誇れることで、世界からも信頼されている。ときの政権が都合のいい憲法解釈をしている。憲法違反である。抑止力は緊張を高める。世界は話し合いが大事。

反対の意見として、戦争法はない。国会は国民を守る。国会で議論すべき。

以上、慎重なご審議をお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

最初に反対討論がありましたらお願いをしたいと思います。

○9番 (山崎 啓造) そもそも集団的自衛権とは何だということからなると思いますが、これは自分が理解している範囲ですので、間違っている部分があるかもしれません。

自衛権には個別的自衛権と集団的自衛権があるわけですが、集団的自衛権なるものに対する国民の意見が分かれて、賛成、反対で、喧々囂々、物議を醸し出しております。

自分が理解している集団的自衛権とは、我が国または我が国と密接な関係にある他国に武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、財産、自由、幸せを追及する権利が根底から覆される明白な危険があること、このときに限定的な集団的自衛権の行使は可能、そういうふうには私は理解をしております。それは、必要最小限の実力行使にとどまるべきということも、そんなように感じております。

存立危機自体とはということになるわけですが、日本と密接な関係にある他国が武力攻撃を受けたとき、日本が直接攻撃を受けていなくても、国の存立や安全が脅かされたり、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される危険があるという事態ではないかというふうに思っております。このようなときに集団的自衛権が認められる、例えば、アメリカが第三国と戦争をして、そこに日本がアメリカを助けるために戦争に参加することはできません。たとえアメリカが負けそうになっても、日本が武力行使はできない、私はこのように思っております。自分はこのように理解していますが、つまり、日本の集団的自衛権の行使は日本の安全が脅かされるときに限るわけです。戦争に出かけていくなどということは到底ありません。

憲法学者が自分の学問の論理に合わせて学者としての論理を展開するのは自由です。国というのは、政府が行政をやり、国の安全保障政策は政府が行っているわけであり、法律は立法府で国会議員が審議をします。憲法学者によって政治が行われているわけではありません。

安保法制は、国際法上の集団的自衛権を認めるものではなく、日本の集団的自衛権は、他国のためでなく、日本の安全を守るためのものであると理解しております。日

本の安全は、日本自身で守る、そんな当たり前のことができる国にしようということではないでしょうか。

では、なぜ、今、それが必要なのか、先般、隣の大国が抗日戦争 70 周年の記念式典を行いました。軍事的な脅威をもたらすものが提示されたわけではありますが、あの国は、覇権を打ち立ててねばならないと考えているようであります。あの国が力をつけることに反対するつもりは毛頭ありません。また、話し合いで解決するべきだという人がいますが、国際法を尊重し、人権を守り、人間の自由を尊重し、価値観と国際秩序をきちんと守る国であるならば敬意を表するが、明らかにそうでない兆候が幾つも見て取れます。

フィリピンのアキノ大統領、ベトナムのシン首相、アメリカ政府、ドイツのメルケル首相などは、日本が国際社会の平和に積極的に貢献しようとする姿勢を指示しているところであります。

また、日本の安保法制に反対する国は、私は一つも知らないわけであります。

以上、反対討論といたします。

○議 長 賛成討論がありましたらお願いします。

○5 番 (中塚礼次郎) 私は賛成の立場で討論をいたします。

国会の前に 12 万人が集まるなど、全国津々浦々で多くの人々が反対の声を上げた安保法制を安倍政権、自公両党などにより強硬成立がされました。

安保法制は、一言でいえば日本が海外で戦争する、武力行使をするための法律です。戦闘地域には行かない、武器使用は正当防衛だけといった従来の海外派兵法の歯どめを外し、地球上のどこでも米軍の戦争に参戦し、自衛隊が武力行使をする仕掛けが幾重にも施されています。

1945 年以來の世界の紛争犠牲者は数千万人に上り、第 2 次世界大戦に匹敵すると言われています。そんな中でも、自衛隊は 54 年の創設以來、1 発の弾も打たず、1 人も戦死せず、1 人の外国人も殺してきませんでした。憲法 9 条があったからです。その 9 条を破壊し、日本を海外で殺し殺される国に変えるのが安全保障関連二法です。

誰の子どもも殺させない。全国に広がる安保関連法に反対するママの会のスローガンです。戦争の具体化で真っ先に戦地に行くのは若い自衛隊員です。放置すれば現在の子どもたちが大人になるころ海外での戦闘態勢はすっかり整ってしまいます。

自衛隊員が出動するだけではありません。

紛争の犠牲者の 9 割以上は女性や子どもを含む民間人です。罪のない人々に銃口を向け、憎しみの連鎖を生み出します。

侵略戦争を禁じた憲法解釈を 1990 年に変え、2002 年からアフガニスタンに派兵したドイツは 55 人の戦死者を出し、多くの民間人を殺傷しました。

今、日本は、子どもたちの未来を左右する戦後最大の岐路に立っています。本当に待ったなしです。安全保障関連二法の速やかな廃止を求めて賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長 長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
この請願に対する委員長報告は採択です。
この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議長 長 賛成多数です。よって、請願第 10 号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。
次に、
日程第 4 請願第 11 号 平和安全法制整備法・国際平和支援法の廃止を求める請願について申し上げます。
既に同じ内容の請願が採択をされていますので、請願第 11 号 平和安全法制整備法・国際平和支援法の廃止を求める請願は採択されたものとみなします。
次に、
日程第 5 請願第 12 号 T P P 交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願
について申し上げます。
既に同じ内容の請願が採択されていますので、請願第 12 号 T P P 交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願は採択されたものとみなします。
日程第 6 請願第 13 号 日米地位協定の抜本的な見直しを政府に求める請願を議題とします。
本件は総務経済委員会に付託をしてあります。
総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。
- 総務経済委員長 それでは、総務経済委員会に付託されました請願第 13 号 日米地位協定の抜本的な見直しを政府に求める請願について、去る 12 月 9 日、役場第 1 委員会室において委員全員の出席のもと慎重に審査いたしました。
審査の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。
請願の趣旨は次のとおりです。
我が国には、31 の都道府県に 131 の施設、約 10 万 2,000ha の米軍基地、施設が所在しています。米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えています。
国は、日米地位協定 24 条に従い、今年度予算では 1,899 億円の思いやり予算を計上しています。
全国の米軍専用施設の約 74%を占める沖縄県においては、米軍基地から発生する事件、事故や航空機騒音、環境問題並びに米軍人、軍属等による犯罪が本土復帰後 43 年過ぎた現在も、なお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしています。
しかし、日米地位協定 17 条により、これらの事件の多くが軽い処分済まされ、無罪となっています。
地方自治体が米軍基地から発生する事件、事故から住民の生命、財産と人権を守る

には、日米地位協定の抜本的な見直しが不可欠です。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

趣旨採択でよいのではということ、第59回全国町村議長会で日米地位協定の見直しに関する特別決議をしているので、あえて出さなくてもよいのでは。

賛成意見。地方議会も意見を言うべき。基地の中に沖縄があるようなものだ。日本が介入できない。思いやり予算は続いているが、県民は守れないなどであります。

以上、慎重なご審議をお願いします。

○議 長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5 番

(中塚礼次郎) ただいま委員長のほうから報告がありましたが、この請願の趣旨は、委員長も言われましたように、全国町村議長会の全国大会で沖縄の基地の負担のことに対する軽減等を含めて決議をされたものだというふうに聞いております。

それと、この請願の中では、日米地位協定の抜本的な見直しを速やかにやってほしいという請願の趣旨だというふうに理解いたします。

委員会の審査の中で、全国町村議長会の全国大会での、この決議というものは、どのように解釈されて、今、議長のほうからは全員賛成でという話がなかったわけですが、そこらの辺の内容はどうだったかということをお聞きします。

○議 長

中塚議員、今、議長と言われましたけど、委員長のほうじゃないですか。議長のほうからってありましたが、訂正をしなくていいですか。

○5 番

(中塚礼次郎) 委員長報告の中でありましたように、委員会の中で全国町村議長会全国大会の決議がされているというふうな請願の内容でありますので、そういう中の委員会での審議の中で出された意見の内容で、その議長会の議決というものもどのように、私は重いものだというふうに考えますが、この地方議会、中川村議会で、あえて、それをあれする必要がないというふうな報告もありましたが、その点についてどんなふうか。

○総務経済委員長

質疑の中で、委員の中からの発言で、どんな、今、言われた指示があったかということでございますけども、それぞれ各委員の方々のお手元に配られておりますけども、全協のときに配付されました日米地位協定の見直しに関する特別決議文がございます。それを見ながら審査しましたってということで、内容につきましては、各議員のお手元に配付されているものであります。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

反対討論がありましたら最初をお願いします。

○1 番

(高橋 昭夫) 私は趣旨採択という立場で討論をいたします。

これは既に、今、お話がありましたように、全国町村議長会で特別決議がされていると、済んでいる、これは大変重いことだと私は思います。

我が国の防衛、安心・安全の上からも、米軍基地の存在は大変重要だと思っております。その中で、この問題点、私たちが請願、陳情、判断をするに、内容が示されておりますけれども、地元住民への過剰な負担、それから経費の負担、これ、ともに相互協力の実態がつかめないということでもあります。私はですが。また、関係するそれぞれのこの自治体、議会が、どのような判断、あるいは具体的な、どのような状況にあるのかと、これも全くつかめません。そうしたことで、判断をしかねるということで、今、お話のある全国議長会においては決議がされておりますので、趣旨採択ということが私の討論であります。

○議長 ほかにも討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。よって、請願第 13 号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

日程第 7 請願第 14 号 辺野古への新基地建設を白紙に戻す決断を政府に求める
請願

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは、総務経済委員会に付託されました請願第 14 号 辺野古への新基地建設を白紙に戻す決断を政府に求める請願、去る 12 月 9 日、役場第 1 委員会室において委員全員の出席のもと慎重に審査いたしました。

なお、陳情第 12 号は、関連がありますのでみなし採択といたしました。

審査の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

請願の趣旨は次のとおりです。

翁長知事は、辺野古の埋め立て承認を取り消しました。それに対して政府は、この承認取り消しを無効にして工事を続行するために行政不服審査法を用いて執行停止、審査請求を行い、地方で地方自治法に基づく代執行に向けた手続に着手しました。政府が辺野古に固執し続ければ、沖縄の民意はますます硬化、結局、普天間の固定化につながり、周辺住民に支持されないで基地の安定的な運用は望めず、長期的に見れば、日本の安全保障環境を損ねかねません。

また、政府は、新基地建設を進めるために名護市の久辺 3 区（辺野古、豊原、久志）への直接振興費の名目で支出しようとしています。名護市の頭越しに地域を無理やり

国への意向だけで従わせるために税を使うことは、公益性の原則に反し、違法性が明らかです。地方自治法における国家と地方自治体の仕組みを根幹から破壊するものと言わざるを得ません。

出された意見は次のとおりです。

賛成意見。県民は県外移設の思い。現政府は一度も県外移設を考えていない。沖縄の問題と捉えずに日本全体の問題と捉えてほしい。報道を見ていて政府の対応が変と思う。沖縄の人たちの思いを大切にしたい。地方自治法をないがしろにしている。法律をないがしろにしている。防衛関係の工事は大手ばかり、随意契約だ。

不採択の意見として、国が施行する問題。沖縄で運動している人が本土での運動はやめてほしいとの情報もある。すべての県民が反対じゃない。国の安全・安心を守ることは大事だ。

以上、慎重なご審議をお願いします。

○議 長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

反対討論がありましたらお願いします。

○1 番

(高橋 昭夫) 私は反対の立場で討論をいたします。

昨日のBSの8チャンネル、プライムニュースというの、この今の問題を取り上げておりました。私は、国会においても、できるだけいろいろな情報が網羅しておりますけれども、その中継を見るようにはしているわけではありますが、そのプライムニュースの中でですね、この中で、沖縄の、その現地住民の声として、こういう声が切実な声という形でありまして、それは何かといいますと、沖縄の現状は沖縄に住んでいる人でなければ本土の人にはわからないんだと、そういう言葉がありました。大変奥が深いと私は思います。さまざまな意見であります、沖縄の人たちの暮らしがあるわけでありまして、沖縄をどうするのか、沖縄の、本土じゃない沖縄がどうなるのか、どうするのか、あるいは沖縄や日本を、この守るという形においてどうあったらよいのかというようなこと、それから経済のことですね、さまざまな視点で沖縄を一番考えているのは、やはり沖縄の人たちだと、こういうことでありました。私たちは遠いところにありますので、こうした内容というのは、情報で、しかもメディアでなければつかめません。新基地の建設に対して賛否といういろいろな動きがあるわけではありますが、責任政党というのは将来を見据えての判断が求められるわけでありまして、反対の立場の人たちも、じゃあ、どうしたらよいのかと、その対案、行く末の考えを、もっと行動、あるいは判断、行動だとかですね、判断が求められるものだと私は思います。単に反対という、冒頭にありましたけれども、反対はどうかということ、私は反対の討論とさせていただきます。

○議 長
○9 番

以上であります。

ほかに討論はありませんか。

(山崎 啓造) 私も反対の立場での討論をしたいと思います。

沖縄の基地問題は複雑な事情が幾重にも絡んでいるように思えてならないわけであり
ます。

普天間飛行場の辺野古への移設は、米軍再編の一端であると私は理解をしております。

普天間飛行場の 480ha の返還を初めとして、嘉手納基地以南の米軍基地を含めて約
1,000ha が沖縄県民に返還をされるということになると私は思います。

北部訓練場の軍返還なども含めれば 5,000ha の土地が最終的に沖縄県民に返還され
ると聞いております。

沖縄本島の面積の 18.4%が米軍基地だが、返還によって、その専有面積は大幅に下
がるのではないかと思います。

よって、辺野古への移設を支持しないほうがおかしいのではないかなと感じる
ところであります。

米軍の再編を加速させ、広大な土地を取り戻すことこそ急ぐべきではないでしょ
うか。

米軍再編に伴い、家族も入れて 9,000 人の海兵隊員らがグアムらの地に、他の地
に移ります。基地も海兵隊も大幅に減らす道が辺野古の移設であると思うが、どう
でしょうか。

普天間飛行場の面積は 480ha だか、辺野古に移れば 160ha に縮小されます。この
こと自体、基地縮小につながるのではないのでしょうか。

そして、辺野古移設を拒めば一連の返還は困難になり、普天間の現状も固定化
されかねないのではないのでしょうか。

普天間をなくして県外や国外に移すのがよいと、いつの総理大臣でしたか、宇宙
人とも言われておりますが、そんなことを主張した経緯もありますが、結局、迷走
した挙句、やはり辺野古しかないと言罪をした経緯もよく覚えております。

隣の大国が常に日本をうかがっている、そのための守りの態勢をつくるのに、日
米両国が、有事の際、最も効率的に動けるよう、その敏速性を担保するためにも、
県内移設は欠かせないのではないのでしょうか。

さきの戦争で沖縄は戦場になり、多くの民間人が犠牲になりました。本気で気の毒
だったと思う気持ちは、日本人なら誰しも心の中に抱いていると思います。戦後 27
年も占領され続けたことも本当に申しわけなかったと思います。

しかし、本土でも多くの方が犠牲になりました。広島、長崎に加え、東京を初めと
する大空襲があり、多くの国民がとうとい命を亡くしている、言えば切りがありません
が、多くの方は、敗戦ということはこういうものだと思わずからに言い聞かせて、
語らず耐えたのではないかと私は思います。だから、戦争は絶対に繰り返してはいけ
ません。日本人として耐えるしかないという思いこそあれ、沖縄を差別する気持ちなど

日本人の誰にもあろうはずがありません。

再び言いますが、多過ぎる基地を、今、縮小しようとしている。普天間の辺野古移設に伴って広大な土地が沖縄県民に返還され、基地が大幅に縮小されること、また、現在、住宅上空を飛行している現状が辺野古に移設することで海上での飛行となり、危険と騒音も大幅に軽減されると思うが、いかがでしょうか。

反基地、辺野古移設を反対するという事は、自分にはなかなか理解できません。以上、反対討論です。

○議長 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで討論を終わります。

これから採決を……（「議長、賛成討論を」と呼ぶ者あり）ほかに討論ありませんかって言ったんですが……（「いや、賛成討論って言ってくれるかと思って待っていたんです」と呼ぶ者あり）いや、ほかに討論はありませんかって……。

○5番 （中塚礼次郎） 賛成討論を行います。

12月2日、沖縄の米軍普天間基地にかわる名護市辺野古の新基地建設問題で翁長知事による埋め立て承認取り消しの撤回を求め安倍政権が起こした代執行、訴訟の第1回の口頭弁論が福岡高裁那覇支部で開かれました。今回の提訴自体、沖縄県民の圧倒的多数の意思に反した新基地建設をなりふり構わず強行しようとしている安倍政権の民主主義じゅうりんの強権姿勢をあらわにした不当極まるものであります。地方自治法に基づく代執行は、ほかに是正の手段がない場合にやむを得ない最終手段として位置づけられています。しかし、安倍政権は、国民の救済が目的の行政不服審査法を悪用し、翁長知事の取り消し処分を執行停止にし、新基地建設工事を再開しています。これは、新基地建設を唯一の解決策とする安倍政権のもと、沖縄防衛局長が知事の取り消し処分の執行停止を申し立て、所管の国交相が認めるという自作自演の無謀な措置です。無謀な是正措置を強行した安倍政権に、さらに代執行に向けた訴訟を起こす資格はありません。それは、法治主義の名のもとに法を乱用してまで沖縄の民意を押しさえつけるための許しがたい訴訟権の乱用にほかなりません。

翁長知事は意見陳述で、沖縄基地の問題の原点として、約20万人が犠牲になった凄惨な沖縄戦では、ほとんどの県民が収容所に入れられ、その間に米軍が県民の土地を強制接收し、普天間基地など広範な基地を建設したこと、その後も住んでいる土地も銃剣とブルドーザーで強制接收をし、新しい基地をつくったことを挙げ、沖縄が米軍にみずから土地を提供したことは一度もないと強調いたしました。戦後70年、今度は日本政府によって銃剣とブルドーザーをほうふつさせる行為で美しい辺野古の海を埋め立て、普天間基地にない軍港や弾薬庫など機能強化が図られ、耐用年数200年とも言われる最新鋭の基地が建設されようとしている。この翁長知事の告発は、沖縄県民共通のものであります。

新基地建設を白紙に戻す決断を政府に求めまして、賛成討論といたします。

○議長 長 ほかに討論はありませんか。

- 議 長 「なし」と呼ぶ者あり
これで討論を終わります。
これから採決を行います。
この請願に対する委員長報告は採択です。
この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議 長 賛成多数です。よって、請願第 14 号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。
日程第 8 陳情第 7 号 労働基準法改定案の撤回を求める陳情を議題とします。
本件は厚生文教委員会に付託してあります。
厚生文教委員長から審査の結果の報告を求めます。
- 厚生文教委員長 それでは報告いたします。
12 月 7 日、本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました陳情、受理番号 7、騒動基準法改定案の撤回を求める陳情について、12 月 9 日、役場第 2 委員会室におきまして委員 4 名出席のもと慎重に審査しました。
この陳情要旨は、労働者の健康被害予防とワーク・ライフ・バランスの確保のためには長時間労働抑止策を法的強制力のある形で導入することこそが必要であるというものであります。
審査の結果は採択です。
審査の過程で出されました質疑、討論、意見等について申し上げます。
現状を見ても格差社会になっている。これ以上、成果主義に進めば、格差がますます拡大するのではないかと危惧される。格差社会が助長されることで日本の中でさまざまな弊害が生まれてくる危険性が心配される。政府がこのような提案をしてきたことに対して深く考えを及ぼせることも必要ではないでしょうか。このような意見が出されました。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 委員長報告を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
- 議 長 「なし」と呼ぶ者あり
質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
- 7 番 (小池 厚) 私は、この陳情に賛成の立場で討論に参加したいと思います。
既に労働組合のナショナルセンターが解散してから久しいわけですが、ここへ来てですね、年間 4 兆円を超えるような経常利益を上げる大企業が国際社会の競争力の強化ということでかなりの開発減税を認められている、そういったようなもと

です、最近では労働者に対して、成果主義という、そういう項目を導入してですね、労働基準法そのものを崩壊的にだめにしていくと申しますか、そういった攻勢が一貫として続けられております。超過、超勤に対する支給もですね、ほとんど支払われない、さらに非正規雇用の職員をですね、労働者を増やすことによって正規採用の労働者も給付賃金を抑えられているというような状況がまかり通っているわけでごさいます、この状態をですね、固定化するような、そういった今回の労働基準法の改悪案に対しては断固反対すべきだというふうに思います。

賛成討論とさせていただきます。

○議 長
○4 番

ほかに討論はありませんか。

(鈴木 絹子) この法案は、働く人たちの生活をますます悪化させるものであり、国民の幸せ、突き詰めて村民の幸せを願う立場で考えると、決して許されるものではありません。

先日、新聞報道されたワタミの件は、大学を卒業して人とかかわる仕事がしたいと元気に就職した女性が長時間過密労働で自殺した事件です。まだ26歳という若さで命を絶つ選択をしなければならなかったことは、言葉にはできない非常を感じます。

私たちが働き始めたころは、労働条件の改善をと幾つもの運動を進めて、労働時間の短縮や休憩時間の保障や賃上げなど、勝ち取ってきました。今、働く人たちの労働実態、労働条件は、その延長線上にあるべきと思うのに、どんどん逆行して、とても豊かとは言えないひどい実態です。長時間労働を初め労基法が守られていない状況が横行しています。

この法案は、これらをさらに進める可能性が大きく、働く人たちの生活や命を守るために、法案の撤回を求めるこの陳情に賛成する討論とします。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

次に、

日程第9 陳情第8号 TPP参加に反対し情報公開と国会審議の徹底を求める
陳情

について申し上げます。

既に同じ内容の請願が採択されていますので、陳情第8号 TPP参加に反対し情報公開と国会審議の徹底を求める陳情は採択されたものとみなします。

次に、

日程第 10 陳情第 9 号 戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める陳情
について申し上げます。

既に同じ内容の請願が採択されていますので、陳情第 9 号 戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める陳情は採択されたものとみなします。

日程第 11 陳情第 10 号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める
陳情

を議題といたします。

本件は厚生文教委員会に付託をしてあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長

報告いたします。

12 月 7 日、本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました陳情、受理番号 10、介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情について、12 月 9 日、役場第 2 委員会室におきまして委員 4 名出席のもと慎重に審査をいたしました。

この陳情要旨は、介護施設労働者の低賃金、過重労働の実態は依然として改善されておらず、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善、人員配置基準の改善を図っていただきたいというものであります。

審査の結果は採択です。

審査の過程で出されました質疑、討論、意見等について申し上げます。

2015 年の介護報酬改定で処遇改善加算がされたが、基本報酬が引き下げられたことで厳しさが増していることも事実である。超高齢化社会が進む中、報酬や勤務状況に厳しいものがあると思う。小さい事業者は経営が大変厳しい状況となっている。現状でも離職者が増えるなど大変心配される。懇談会などでも切実な声も聞いている。実際の真相などの聞き取りなどを踏まえて経営者との意見交換や労働者の声を聞くことも考える必要があるのではないかというような意見が出されました。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

○議長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○4 番

(鈴木 絹子) 賛成討論を述べます。

昨年も同じような陳情が出されていたと記憶していますが、国の方向はどうなっているのかと憤りさえ覚えます。

高齢者が増えることは明白な事実で、そのために国が施策を講じなければならないはずなのに、到底不可能な方針を示して現場を混乱させ、将来性が見出せないような状況に追いやっています。

仕事として介護を選んだ心優しい人たちが低賃金で生活がやりきれない、また離職者が多い中で、残った人に仕事の負担が覆いかぶさるもので、二重にも三重にも負担が大きくなります。疲れてしまいます。介護者が元気に意欲を持って働けることは、介護される人にとっても大変喜ばしいことです。

この状態を放置せず、介護施設で働くすべての労働者の処遇改善、人員配置基準の改善を国の費用で賄うことが喫緊の課題と考えます。

以上、討論とします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、陳情第 10 号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

次に、

日程第 12 陳情第 11 号 TPP交渉大筋合意に関する陳情書
について申し上げます。

既に同じ内容の請願が採択をされていますので、陳情第 11 号 TPP交渉大筋合意に関する陳情書は採択されたものとみなします。

次に、

日程第 13 陳情第 12 号 沖縄の米軍辺野古新基地建設の即刻中止と県民に寄り添う計画見直しを求める陳情
について申し上げます。

既に同じ内容の請願が採択されていますので、陳情第 12 号 沖縄の米軍辺野古新基地建設の即刻中止と県民に寄り添う計画見直しを求める陳情は採択されたものとみなします。

日程第 14 陳情第 13 号 放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の採択を求める陳情書

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託をしてあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 それでは報告いたします。

12月7日、本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました陳情、受理番号13、放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の採択を求める陳情書について、12月9日、役場第2委員会室におきまして委員4名出席のもと慎重に審査いたしました。

この陳情要旨は、宮田村村内大久保地区において放射性物質含有の廃棄物最終処分場の建設計画が唐突に示され、多くの問題と不安を抱えている施設の建設は到底容認できない。村内外から建設計画を危惧し疑問視する声が上がっている。先人から継承してきた豊かな自然環境、水資源を守り、将来へ引き継ぐことが使命であり義務であるとする。趣旨を理解いただき意見書の採択をとという陳情であります。

審査の結果は採択です。

審査の過程で出されました質疑、討論、意見について申し上げます。

国の定める基準値以下と言っているが、放射性セシウムは水溶性であり、水に溶け出す。建設予定地は地下水位が高く、地下水に溶け出す可能性は大きい。下流の中川村では非常に危惧される。福島原発事故で放射能が飛散してしまった。都会では放射性物質が汚泥にも蓄積している。そのような焼却灰を処分するのではないかと危惧される。国の基準が甘くなってきており、基準内ならよしとすることは論外である。自分のところで排出したものは自分のところで処分するのが大原則ではないか。訴えは大切であると思う。国の定めた基準について、県は法に照らし判断すると思う。業者が黙して語らずだが、言い分が十分に聞きとれているのか、両極の意見を聞く中で判断することも大事ではないか。放射能の人体に対する被害が完全に究明されているわけではないが、危険値以内ならよいということにはならないのではないか。上伊那は汚染されておらず、これを子孫に受け継がねばならない。業者との意見交換も必要。上下流関係なく、住民の意を酌み取ることは議会の責務である。例をつくってしまうと、今後大きく影響し、禍根を残すことになる。広域での取り組みが大切じゃないか。このような意見が出されました。

審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番

(柳生 仁) 今の審査の過程で自分のところのごみは自分で片づけようっていうような報告があったわけですが、今までに、上伊那、伊南のころも、ずっと取灰は県外へ行ってあったかと思えます。これからは熔融炉でもって少なくなってきた、地域内で処理されるわけですけども、そういったことについての過程はどんな審議されたかお伺いします。

○厚生文教委員長

細かい審議をしたわけではありませんが、大原則として、こういう考え方があるよねということであります。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

これにて質疑を終わります。

次に討論を行います。

○8番

(大原 孝芳) 賛成討論でいいんですか。

○議長

ええ。討論。

○8 番 (大原 孝芳) では、賛成討論を行います。

この問題については、特に中川村においては、子育てをされている方たちが非常に早くから心配されまして、議会へもいろんな問い合わせがございました。

そしてまた、逆に、この問題についてあまりわかっていない村民もいらっしゃいます。つまり、新聞報道等で、私のところへも電話が来て「ええ？そんなことがあるんだね。」っていうような話でございますので、非常に村内においても温度差がございます。

そしてまた、きのうの新聞においては、まず下流ということで飯田市の議会でも大きく取り上げられまして、それから、あと続いて、恐らく喬木村、あるいは豊丘村とかいった、そういった天竜域の自治体についても、また、いろんな動きが出てくると思います。

私は、今回の県のほうへ陳情として出されるそうですが、つまり、こういったことは、県のほうへ行っても、合法であればですね、なかなかとめることっていうのがですね、難しいような状況がありますので、これから、今の意見の中にもございましたが、広域でこれに対して対処していく、それからまた各基礎自治体が条例等でもって対応していくっていうことが、これから、いろんな場面で必要になってくると思いますので、そういうことを、また議会、行政の皆さんとも相談しながらですね、中川村においても、こういったことに対して対応——対応というかですね、自己防衛していく必要が感じられておりますので、今回は、しっかり陳情に賛同しまして、また、村民の皆さんと多くこのことについて議論をすべきだと思い、賛成の討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○4 番 (鈴木 絹子) 賛成討論を行います。

この件は一時のことでは済まされない大きな問題を含んだものであり、廃棄物最終処分場の建設はさせないことを強く願って発言します。

資料説明で立地条件等の詳細があるので省きますが、私は次の思いを示すことで賛成したいと思います。

この伊那谷のすばらしさを未来に残したいと思うこと、これは、子どもたちの代も孫たちの代にも続くということです。伊那谷は2つのアルプスに挟まれていることで震災後にほとんど放射能の影響が出なかったという事実があります。そこにわざわざ放射性物質を含むものを持ってくるのはおかしいことです。流出すれば下流域にも影響が出ますし、空気に混ざればどこまで行くかわかりません。こうなれば風評被害が出ることは明白で、到底許されることではありません。伊那谷から下伊那を通過して太平洋まで影響が及ぶ不安があります。取り返しのつかないことになってしまうのはごめんです。豊かな自然に恵まれたこの地域の農林産業、人の暮らしを心から守り続けたいと思います。

また、伊那谷でなければいいとか、長野でなければいいと思うものではありません。日本のあちこちにこういう施設をつくることは、大げさかもしれませんが、日本全滅にもつながりかねません。

私は、国が責任を持って放射性物質を日本中に拡散しないようにする政策を持つことが唯一の解決策と考えます。国民を守るというなら、原発の再稼働に躍起になることよりも、処理することに一生懸命に最善を尽くして取り組むべきと考えます。

以上、賛成討論とします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、陳情第 13 号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

日程第 15 発議第 1 号 T P P 交渉に関する意見書の提出についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○7 番 (小池 厚) それでは、私のほうから意見書の提案をさせていただきます。

T P P 交渉に関する意見書

T P P 参加国は、10 月 5 日に大筋合意、11 月 5 日に暫定文書を発表しました。大筋合意は、米国・豪州産米、合わせての 7.8 万 t の特別輸入枠の設定を初め、牛肉の関税を 15 年かけて 38.5%から 9%へ引き下げ、豚肉の関税 1 kg 当たり最大 482 円から 10 年後に 50 円に引き下げ、麦の事実上の関税のマークアップを 45%削減、米国、オーストラリア、ニュージーランドにバター、脱脂粉乳の輸入枠を設定、甘味資源作物の特別輸入枠の新設など、農産品重要 5 品目すべてで譲歩するとともに、重要 5 品目の細目（タリフライン）の 3 割で関税撤廃としています。

国会決議は、重要 5 品目については、関税の撤廃だけでなく削減も行わない除外であり、これが満たされない場合は交渉からの撤退を明記しており、国会決議違反は明白です。

さらに、重要 5 品目以外の野菜、果物や林産物、水産物の 98%で関税撤廃にまで踏み込んでいることは重大で、日本の農林水産業への影響ははかり知れず、食料自給率をさらに引き下げ、日本を存立危機事態へと追い込むものです。

また、日本農業へ壊滅的打撃を与えるだけでなく、医療分野への営利企業の参入、食の安全の侵害、さらには国有企業の規定や I S D 条項など地域経済、国民生活全般にわたって深刻な悪影響を及ぼすとの懸念の声に対して、政府は指摘された多くの懸念には当たらないとして国民の不安の声に答えようとしていません。

よって、地方自治法第 99 条の規定により下記のことにつき意見書を提出します。

記

1、政府は、T P P大筋合意の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会、国民の議論を保障すること。

2、国会決議に違反する合意は撤回し、協定への調印、批准は行わないこと。

以上、提案をいたします。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第16 発議第2号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のみすやかな廃止を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○8 番 (大原 孝芳) では、案文を朗読して説明とさせていただきます。

「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のみすやかな廃止を求める意見書

9月19日、参議院で成立した安全保障関連二法は、集団的自衛権容認の憲法解釈に基づいて、これまで禁じられていた戦闘地域への自衛隊派兵を認め、自衛隊の武器使用についても自己防護（正当防衛）に限られてきたものを大きく拡大するものです。また、日本が攻撃されてもいないのに存立危機事態と政府が判断すれば参戦する仕組みをつくるものです。

重要影響事態（日本の経済や社会に重要な影響を与える事態）と判断すれば、日本周辺に限らず世界中で米国の戦争支援を行うこととなります。米国の戦争を支援するために、いつでも自衛隊が派兵できる新たな海外派兵恒久法の名称が国際平和支援法と言われますが、自衛隊が行う支援は補給、輸送、修理、整備、医療など多岐にわたります。この法律により弾薬の提供、戦闘行動のために発進準備をしている航空機への給油、整備も可能になります。これでは国際平和支援法ではなく国際戦争支援法と

言わざるを得ません。

このような集団的自衛権行使を具体化する安全保障二法は憲法第9条を根本から破壊する法律です。この法律の違憲性は憲法審査会でも与党推薦の委員を含め全委員が憲法違反と表明したのを初めとして、憲法学者の9割以上、日本弁護士連合会と全国の52単位弁護士会、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判長官らがこぞって表明していることでも明らかです。憲法に違反する法律は無効です。意見の法律を国会の数の力で強行することがまかり通るならば、日本は憲法なき国家、無法国会になってしまいます。

よって、技法自治法第99条の規定により下記のことにつき意見書を提出します。

記

集団的自衛権行使を具体化する安全保障関連2法を速やかに廃止すること。

以上、審議をよろしく願いいたします。

○議長

長 暫時休憩します。

[午後3時19分 休憩]

[午後3時20分 再開]

○議長

長 会議を再開します。

○8番

(大原 孝芳) 今、読み上げました提案文で誤字の修正がございますのでお願いします。

私のほうで上段から11行目の「戦闘行動のために発進準備をしている航空機の給油」云々となっておりますが、「発信」と「信用」の「信」という字が書いてありますが、これは「進む」という字でございますので訂正をお願いいたします。

○議長

長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

長 賛成多数です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第17 発議第3号 日米地位協定の抜本的な見直しを政府に求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

- 議 長 趣旨説明を求めます。
- 4 番 (鈴木 絹子) 案文を朗読して説明にかえさせていただきます。
- 日米地位協定の抜本的な見直しを政府に求める意見書
- 全国町村議長会は、沖縄県への余りにも過重な基地負担に対し、本年 11 月 11 日の全国大会において日米地位協定の見直しを国に求める決議を行いました。
- 我が国には 31 の都道府県に 131 施設、約 10 万 2,000ha の米軍基地施設が所在しています。米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えています。
- 国は、日米地位協定 24 条に従い、今年度予算では 1,899 億円の思いやり予算を計上しています。
- 全国の米軍専用施設の約 74%を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件、事故や航空機騒音、環境問題並びに米軍人・軍属等による犯罪が本土復帰後 43 年が過ぎた今現在もなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしています。
- しかし、日米地位協定 17 条により、これらの事件の多くが軽い処分ですまされるか無罪となっています。
- 地方自治体が米軍基地から派生する事件、事故から住民の生命、財産と人権を守るためには日米地位協定の抜本的な見直しが不可欠です。
- よって、地方自治法第 99 条の規定により下記のことにつき意見書を提出します。
- 記
- 1、国は全国町村議長会全国大会の基地負担に対する決議を尊重すること。
 - 2、国は日米地位協定の抜本的な見直しを速やかに始めること。
- 以上、審議をよろしくお願いいたします。
- 議 長 これから質疑を行います。
- 質疑はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 質疑なしと認めます。
- 次に討論を行います。
- 討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 討論なしと認めます。
- これから採決を行います。
- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 〔賛成者挙手〕
- 議 長 賛成多数です。よって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。
- 日程第 18 発議第 4 号 辺野古への新基地建設を白紙に戻す決断を政府に求める意見書の提出について
- を議題とします。
- 朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○7 番 (小池 厚) 案文を朗読して説明とさせていただきます。

辺野古への新基地建設を白紙に戻す決断を政府に求める意見書
翁長沖縄県知事は辺野古の埋め立て承認を取り消しました。

しかし、政府は、工事を続行するために行政不服審査法を用いて執行停止、審査請求を行い、他方で地方自治法に基づく代執行に向けた手続に着手しました。

日本政府が辺野古に固執し続ければ、沖縄の民意はますます硬化し、結局、普天間の固定化につながり、周辺住民に支持されないで基地の安定的な運用は望めず、長期的に見れば日本の安保環境を損ないかねません。

また、政府は新基地の建設を進めるため名護市の久辺3区（辺野古、豊原、久志）へ直接振興費の名目で支出しようとしています。名護市の頭越しに工事に関係する地域を無理やり国の方針に従わせるために税を使うことは、公益性の原則に反し、違法性は明らかです。政府の意向だけで対象を選ぶことは、公正の原則に反し、地方自治における国家と地方自治体の仕組みを壊すものです。

よって、地方自治法第99条の規定により下記のことにつき意見書を提出します。

記

- 1、行政不服審査法の適用を直ちに取下げ、辺野古への新基地建設を白紙に戻すこと。
- 2、国は、地方自治体の頭越しに地縁団体振興費を直接支払うことを直ちに中止すること。

以上です。

よろしく審議をお願いします。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第19 発議第5号 労働基準法改正案の撤回を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長
○議長
○5番

朗読

趣旨説明を求めます。

(中塚礼次郎) それでは、朗読をもちまして提案にかえさせていただきます。

労働基準法改定案の撤回を求める意見書

政府が国会に提出している労働基準法等の一部を改正する法律案は、高度プロフェッショナル制度の創設（一定の年収等を条件に労働時間規制を適用除外にする新制度）や裁量労働制の対象業務の拡大など、労働時間規制の緩和を柱に、長時間労働をさらに助長する内容である。

労働時間規制は、労働者の健康と安全を確保するための最低限のルールであり、これを揺るがすことは断じて許されない。過労死等防止対策推進法の施行によって、政府は、我国に蔓延している長時間過密労働を抑止する政策を打ち出すべきであるにもかかわらず、本法案は逆行している。

特に、労働時間、休日、深夜の割増賃金の規定等を適用除外とする高度プロフェッショナル制度（特定高度専門業務、成果型労働制）は、残業代ゼロ法案、過労死促進法案であると国民の強い批判にさらされ、過去に政府が法案提出をあきらめたホワイトカラー・エグゼンプションと同じものであり、創設することは断じて許されない。

労働者の健康被害の予防とワーク・ライフ・バランスの確保を図るためには、労働時間規制を遵守し、すべての労働者を対象とする労働時間の量的上限規制や休息时间（勤務間インターバル）規制などの長時間労働抑止策を法的強制力のある形で導入することこそが必要である。

よって、地方自治法第99条の規定により下記のことにつき意見書を提出します。

記

- 1、労働基準法改定案を撤回すること。
 - 2、時間外労働限度基準告示を法律へ格上げすること。
 - 3、すべての労働者を対象に休息时间（勤務間インターバル）規制を導入すること。
- 以上であります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。
日程第20 発議第6号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める
意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 趣旨説明を求めます。

○1 番 (高橋 昭夫) それでは、案文をもって朗読をさせていただきます。

介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書の提出について
超高齢社会を迎える中で、介護労働者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題と
なっています。

厚生労働者が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025
年には37.7万人が不足するとしています。

2015年4月の介護報酬改定では、介護職員の賃金改善を促進するために、介護職
員処遇改善加算が強化されました。しかし、基本報酬が引き下げられ、介護サー
ビス事業者は厳しい事業運営を強いられており、これ以上の処遇改善を事業所に委ねるこ
とは困難です。人材不足は地域の介護施策に深刻な影響を与えるため、国の施策とし
て人材確保、離職防止対策を推進するよう求めます。

介護施設の人員配置基準は、利用者3人に対して看護・介護職員1人以上となっ
ていますが、多くの施設では利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保
するため、基準以上の職員を配置しています。法定基準を引き上げて勤務環境の改善
を図ることは離職防止を進める上でも重要な課題となっています。

介護労働者の処遇改善や安全・安心の介護を確保する職員体制の確立は、介護報
酬の範囲内で対応することとされています。

しかし、各種介護サービスの基本部分にかかわる介護報酬は、この間の介護報酬
改定で大幅に引き下げられており、これ以上、事業所の努力に委ねることは困難です。

一方で、介護報酬を引き上げれば介護給付の増大や保険料負担の増加を招き、介
護保険制度の持続可能性を損なうおそれがあります。

従って、介護労働者の処遇改善や人員配置基準の引き上げは国の責任で行うこと
を要望します。

介護労働者の人材確保、離職防止対策及び安全・安心の介護を実現していくため
に、下記の事項について国に要望します。

記

- 1、介護職員を初めとする介護職場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。
- 2、介護保険施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上
げること。夜間の人員配置を改善すること。
- 3、上記の項目の実現を図るため国費で費用を賄うこと。

以上であります。

- よろしくご審議をお願いいたします。
- 議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議 長 全員賛成です。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。
日程第21 発議第7号 放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の提出について
を議題とします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議 長 趣旨説明を求めます。
- 3 番 (松澤 文昭) それでは、私のほうから案文を朗読して提案とさせていただきます。
放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書
長野県は豊かですぐれた自然環境や水資源に恵まれた地域であり、その恵みのもと、自然と共生する社会を育んできた。国内外より長野県を訪れる人々は、こういった環境を目的に心身の安らぎを求めている人が多いと考える。
私たち長野県民は、長い年月をかけて継承してきたかけがえのない環境及び景観を保護し、この豊かな自然環境と水資源（河川、地下水など）を損なうことなく、将来へ引き継ぐ責務を有している。これらの自然環境と水資源は県民の平穏で安心な生活環境を支えるだけでなく、県の観光産業を支える重要な資源として、また、農産物に代表する産業製品の価値、信州というイメージとも密接にかかわっている。
さらに、長野県は県歌信濃の国でも歌われているように、国の固めである北に犀川、千曲川（信濃川）、南に木曾川、天竜川の上流部に位置する自治体として、その水質保全に寄与する責務も有していると考えます。
しかしながら、豊かですぐれた自然環境や水資源を享受してきた長野県も時代の流れとともに、それが当たり前ではなくなりつつある。豊かですぐれた自然環境や水資源を後世へ残すには、今を生きる我々が強く責任を自覚し、努めなければ、取り返しがつかないことになりかねない。
それらを踏まえると、現在、宮田村大久保地区に計画されている放射性物質を含む廃棄物の最終処分場の建設は断固反対しなければならない。

住民の平穏で安心した生活環境や信州のイメージを現在及び将来へわたって享受できるようにするため、また、国の固めである河川の上流部に位置する自治体として水質保全の責務を全うするため、下記の点を強く要請する。

記

- 1、宮田村に建設が予定されている放射性物質を含む廃棄物の最終処分場の建設については、さまざまな疑問点や住民不安が解消されておらず、下流域に与える影響も大きいので、事業許可を与えないこと。
- 2、上記施設の建設を安易に認めることは、今後、県内あちこちへ同様の最終処分場の建設計画が続くおそれがあるため、県は十分な調査、検証を行い、強力な行政指導をすること。
- 3、長野県の関係条例を不断に見直し、県の自然環境と水資源（河川、地下水など）を将来へわたって継続的に守ること。
- 4、農業を強い農業、成長産業とするため、また、観光産業も発展させるため、風評被害などが起きないように、あらゆることを想定し、将来へ不安を残さないよう配慮すること。
- 5、長野県のことだけを考えるのではなく、下流域の自治体や国とも協力し、自然環境や水質保全を図ること。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第22 委員会の閉会中の継続調査について

を議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付をしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件については、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了をしました。

ここで村長のごあいさつをお願いいたします。

○村長 平成27年中川村議会12月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。今定例会では、提案申しあげましたすべての議案を原案のとおりお認めをいただきました。さらに、一般質問においてもさまざまなご意見を頂戴いたしましたこと、まことにありがたく、感謝を申し上げます。

また、本日は、T P P大筋合意の撤回、安保関連法案の廃案、日米地位協定の抜本的見直し、辺野古新基地建設の白紙化、労働基準法改定の撤回、介護労働者の処遇改善、放射物質が懸念される廃棄物最終処分場の反対とたくさんの重要な請願、陳情が採択されました。どれも大変すばらしい勇気のある判断であり、意義深いことであります。この決断をした中川村議会を大変誇らしく思います。ありがとうございました。

さて、いよいよ年の瀬が近づき、これから寒さも厳しくなっていますが、年末年始には、成人式や消防団の出初め式など、多くの行事も予定されているところでございます。議員各位におかれましては、ご自愛の上、ご健勝にてよい新年を迎えていただき、村のためにますますのご活躍をしてくださいますことをお願い申し上げます。定例会閉会のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

○議長 これですべての会議を閉じます。

以上をもって平成27年12月中川村議会定例会を閉会とします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時50分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____